

【入会金・年会費】

入会金：正会員 20万円

年会費：正会員 25,000円/月

(※但し、原則年払いの一括となります)

※年会費は、入会された時点での残月数により変わります。

一般社団法人 泥土リサイクル協会 入会申込書

(ふりがな)

会社名

(ご住所)

〒

TEL：()

FAX：()

担当者：

役職：

部署：

E-mail：

申込会員種別

希望会員種別に○印をお付け下さい。

1. 正会員（法人） 2. 特別会員

定款抜粋の第6条を参照のこと

郵送、またはFAX(0587-23-2734)でお申込み下さい。

*不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

担当者：野 口

TEL：0587-23-2713

E-mail：deido@deido-recycling.jp

定款抜粋

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人泥土リサイクル協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、泥土再資源化技術（以下「本件技術」という）の向上及び普及を通じて、泥土リサイクルの促進・循環型社会の構築に貢献するとともに、本協会及び会員の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- ①本件技術に関する各情報(技術情報・市場情報・制度政策情報等一切を含む)の探索・収集・分析及び提供
 - ②本件技術に関する各工法の改善・改良及び施工支援(施工計画、品質管理等)
 - ③本件技術に関する各工法の技術資料(品質基準、施工要領、積算資料等)の整備、刊行
 - ④泥土発生工事案件データ及び本件技術に関する各工法の施工実績データの収集・整理
 - ⑤本件技術に関して、本会員が保有する工法技術等の他の本会員への技術移転支援(技術活用)の斡旋・技術契約の仲介等
 - ⑥本件技術に関する各工法の関係発注機関等(官公庁・団体等)への登録
 - ⑦本件技術に関する各工法の広報・売込み活動
ア. 泥土リサイクル促進及び循環型社会構築等への提言
イ. 改質土の利用法とその利用先(受入れ地等)の企画・提案
ウ. 本件技術に関する各工法のPR(HP開設、パンフレット配布、雑誌等への記事掲載、技術フェアへの参加、刊行物の発行等)
 - ⑧本件技術の向上及び普及のための、講演会・セミナー・研究会・現場見学会・懇談会・情報交換会等の実施
 - ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業
 - ⑩前各号に付帯する一切の業務
- (主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を愛知県稲沢市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報掲載する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員(以下「本会員」という)の種別は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- ①正会員—当法人の目的・事業に賛同して入会した個人又は団体
- ②特別会員—この法人の功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者。

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人の会員となるためには、当法人所定の申し込み形式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。
 3. 本会員が団体の場合は、その所属員の中から、当法人に対する代表者（以下「会員代表者」という）1名を定めて届けなければならない。
- (会費等)

第8条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 特別会員は、入会金の支払いを要しない。

(会員の資格喪失)

第9条 本会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ①総社員の同意
 - ②死亡又は会員である団体の解散
 - ③除名
2. 本会員は、前項の資格を喪失したときに退会するものとする。

入会のご案内



〒492-8206

愛知県稲沢市稲島法成寺町東狭間7番地1
グランコート国府宮203

TEL：0587-23-2713

FAX：0587-23-2734